

○館山市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務取扱要綱

平成16年2月26日教育委員会告示第4号

改正

平成16年6月23日教委告示第9号

平成16年12月21日教委告示第16号

平成20年3月26日教委告示第5号

平成21年3月26日教委告示第4号

平成21年4月23日教委告示第9号

平成23年2月23日教委告示第3号

平成23年3月25日教委告示第5号

平成23年5月26日教委告示第10号

平成25年9月24日教委告示第15号

平成26年3月20日教委告示第5号

館山市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者（学校教育法第16条の保護者又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する養育者をいう。以下同じ。）に対して行う就学援助費に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学援助費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、公立小学校又は公立中学校に在学する要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 館山市内に居住している児童生徒の保護者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が特別の事情があると認める児童生徒の保護者

(申請)

第3条 保護者は、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒（以下「要保護及び準要保護児童等」という。）の認定を受けようとするときは、就学援助認定申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付し、当該要保護及び準要保護児童等が在籍する学校の校長（以下「校長」という。）に提出するものとする。

2 校長は、前項の規定による就学援助認定申請書が提出された場合であって、就学援助が必要と認められるときは、要保護及び準要保護児童生徒調査票（別記第2号様式）並びに要保護及び準要保護児童生徒名簿（別記第3号様式）を作成し、前項に規定する就学援助認定申請書に添付して、速やかに館山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（認定方法）

第4条 就学援助の認定は、次の方法により行うものとする。

- （1） 要保護児童生徒 福祉事務所長からの生活保護開始通知に基づき認定する。
- （2） 準要保護児童生徒 館山市準要保護児童生徒認定要領に定める認定基準（以下「認定基準」という。）に基づき認定する。

（認定日）

第5条 就学援助の認定日は、次のとおりとする。

- （1） 要保護児童生徒 福祉事務所が生活保護を開始した日とする。
- （2） 準要保護児童生徒 申請日の属する月の翌月とする。ただし、4月及び申請日が月の初日であるときは、その日の属する月とする。

（認定通知）

第6条 教育委員会は、第4条及び前条の規定により要保護及び準要保護児童等の認定の可否を決定し、その結果を速やかに就学援助認定・非該当通知書（別記第4号様式）により、保護者に通知するとともに、就学援助審査結果通知書（別記第5号様式）及び認定の場合にあっては、対象経費、支給額等を就学援助費支給計画通知書（別記第6号様式）により校長に通知しなければならない。

（就学援助費）

第7条 就学援助費は、次のとおりとする。

対象区分	対象経費
要保護	1 修学旅行費 2 医療費
準要保護	1 学用品費 2 通学用品費 3 校外活動費 4 通学費 5 修学旅行費 6 体育実技用具費 7 新入学児童生徒学用品費 8 医療費 9 学校給食費

（注）要保護の対象経費は、教育扶助を受けている場合とする。

2 前項に掲げる対象経費の支給範囲及び支給額は、次の各号による。

- (1) 学用品費 児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費とし、支給額は毎年度別に定める。
- (2) 通学用品費 小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費とし、支給額は毎年度別に定める。
- (3) 校外活動費
 - ア 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料とし、支給額は毎年度別に定める。
 - イ 児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学料で1学年を通じて1回支給するものとし、支給額は毎年度別に定める。
- (4) 通学費 児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費とし、支給額は実費とする。ただし、通学距離が児童にあつては片道4km以上、生徒にあつては片道6km以上の場合に限る。
- (5) 修学旅行費 児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校のそれぞれ1回に限る。）に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきその他の経費とし、支給額は実費とする。
- (6) 体育実技用具費 中学校の体育の授業を実施するために必要な体育実技用具（柔道着等）又はその購入費とし、支給額は毎年度別に定める。
- (7) 新入学児童生徒学用品費 小学校又は中学校に入学する児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費とし、支給額は毎年度別に定める。
- (8) 医療費 児童又は生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病にかかり治療を受けた場合に、その治療に要する費用の自己負担相当額とする。
- (9) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費とし、支給額は実費とする。

(支給方法)

第8条 就学援助費は、要保護及び準要保護児童等の支給対象者に直接支給（医療費及び学校給食費を除く。）するものとする。ただし、就学援助費を直接支給することが適当でないと校長が認める場合、又は当該支給対象者が就学援助費の受領を校長に委任した場合は、校長に支給することができる。

2 校長は、前項ただし書の規定により要保護及び準要保護児童等の支給対象者が就学援助費の受領を校長に委任した場合は、当該支給対象者から委任状（別記第7号様式）を受領しなければな

らない。

(支給時期)

第9条 就学援助費の支給時期等については、次の各号による。

- (1) 学用品費・通学用品費 5月及び9月に支給額の2分の1の額をそれぞれ支給する。ただし、5月から9月の間に就学援助を認定した場合は、支給額の1月当たりの額に9月までの支給月数を乗じて得た額を認定月に支給するものとし、10月に認定した場合は、支給額の2分の1の額を認定月に支給するものとし、11月から翌年3月の間に認定した場合は、支給額の1月当たりの額に3月までの支給月数を乗じて得た額を認定月に支給するものとする。この場合において、1月当たりの額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- (2) 校外活動費・修学旅行費 対象となる行事終了後、校長から提出される当該行事に係る経費の報告に基づき、その都度支給する。
- (3) 通学費 校長から提出される通学費に係る報告に基づき、学期ごとに支給する。
- (4) 体育実技用具費 対象となる用具を購入後、校長から提出される当該経費の報告に基づき、その都度支給する。
- (5) 新入学児童生徒学用品費等 4月末日までに認定した児童又は生徒について、5月に支給する。
- (6) 医療費 医療機関から請求される医療券(別記第8号様式)に基づき、その都度医療機関に支払うものとする。
- (7) 学校給食費 1学期分を5月に、2学期分を9月に、3学期分を1月にそれぞれ支給する。ただし、各学期の中途に認定した児童又は生徒については、支給額の1月当たりの額に各学期中の支給月数を乗じて得た額を認定月に支給する。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、福祉事務所長から要保護児童生徒に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の廃止通知があったときは、当該児童生徒の認定を取り消し、就学援助審査結果通知書(別記第5号様式)により、速やかに校長に通知するものとする。この場合において、認定の取消しの日は、当該保護が廃止された日とする。

2 教育委員会は、要保護及び準要保護児童等の支給対象者から就学援助辞退申出書(別記第9号様式)が提出されたとき、又は認定基準のいずれかに該当しなくなったときは、当該児童生徒の認定を取り消し、就学援助審査結果通知書(別記第5号様式)により、速やかに校長に通知するものとする。この場合において、認定の取消しの日は、当該申出のあった日又は認定基準に該当

しなくなった日とし、就学援助費については、認定を取り消した日の属する月まで支給するものとする。ただし、学校給食費については、日割によるものとする。

(事情変更の届出)

第11条 要保護及び準要保護児童等の支給対象者は、第3条第1項の規定により申請した内容に変更があったときは、就学援助認定申請事項変更届(別記第10号様式)により、速やかに、校長を経由して教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(転学等)

第12条 校長は、要保護及び準要保護児童等が市内において転学したときは、速やかに教育委員会に報告するとともに、当該児童等に係る調査票に必要な事項を記入の上、転学先の校長に送付しなければならない。

2 校長は、要保護及び準要保護児童等が死亡したとき、又は市外に転学したときは、速やかに教育委員会に報告するとともに、当該児童等に係る調査表に必要な事項を記入の上、教育委員会に送付しなければならない。

3 校長は、要保護児童又は準要保護児童が中学校に進学するときは、速やかに進学先の校長に調査票を送付しなければならない。この場合において、進学先が本市以外の場合は、教育委員会に送付するものとする。

(校長の責務)

第13条 校長は、就学援助を必要とする児童又は生徒を積極的に把握するとともに、就学援助制度について十分な説明をする等必要な措置を講じなければならない。

2 校長は、校外活動及び修学旅行を実施したときは、当該行事の実施後速やかにその行事に直接要した経費及び参加した要保護及び準要保護児童等について、修学旅行費実績報告書(別記第11号様式)及び校外活動費実績報告書(別記第12号様式)を、通学に関する事項にあつては通学距離等必要事項を調査し、学期ごとに通学費実績報告書(別記第13号様式)を、体育実技用具費にあつては対象となる用具を購入後、体育実技用具費実績報告書(別記第14号様式)を教育長に提出しなければならない。

3 校長は、当該年度の各援助費の支給が完了したときは、就学援助費支給結果報告書(別記第15号様式)を速やかに教育長に提出しなければならない。

4 校長は、事務の取扱いに当たっては、要保護及び準要保護児童等の人権に十分配慮するとともに、関係者間の連絡を密にし、就学援助制度の円滑な実施に努めなければならない。

5 校長は、第8条第1項の規定により要保護及び準要保護児童等の支給対象者が就学援助費の受

領を委任した場合は、就学援助費の対象経費ごとに就学援助費支給明細書（別記第16号様式）を整備しておかなければならない。

（支給台帳の整備）

第14条 教育委員会は、就学援助費の対象経費ごとに個人別支給台帳（別記第17号様式）を整備するものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月23日教委告示第9号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成16年12月21日教委告示第16号）

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日教委告示第5号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日教委告示第4号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月23日教委告示第9号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年2月23日教委告示第3号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日教委告示第5号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月26日教委告示第10号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の館山市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務取扱要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年9月24日教委告示第15号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の館山市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務取扱要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月20日教委告示第5号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の館山市要保護及び準要保護児童生徒援助費事務取扱要綱の規定は、平成26年3月1日から適用する。

別記

第1号様式（第3条第1項）（表）

第2号様式（第3条第2項）（表）

第3号様式（第3条第2項）

第4号様式（第6条）

第5号様式（第6条，第10条第1項及び第2項）

第6号様式（第6条）

第7号様式（第8条第2項）

第8号様式（その1）（第9条第6号）

第8号様式（その2）（第9条第6号）

第9号様式（第10条第2項）

第10号様式（第11条）

第11号様式（第13条第2項）

第11号様式（別紙）

第12号様式（その1）（第13条第2項）

第12号様式（その2）（第13条第2項）

第13号様式（第13条第2項）

第14号様式（第13条第2項）

第15号様式（第13条第3項）

第16号様式（その1）（第13条第5項）

第16号様式（その2）（第13条第5項）

第17号様式（第14条）